

住民税約5.5億円が市外へ流出！ふるさと納税

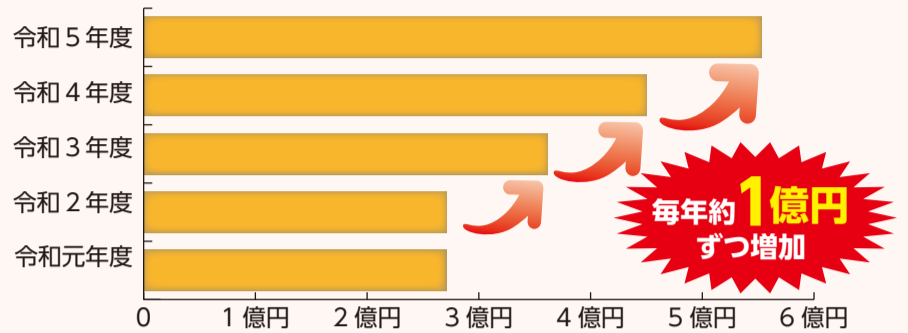
ふるさと納税制度は、自分のふるさとの自治体などに寄付を行うことで、税の控除や返礼品の受領ができる制度です。一方で、制度を利用して寄付が行われると、現在住んでいる自治体に納めるはずだった税が他自治体に流出する仕組みになっており、寄付が多くなるほど住んでいる自治体の財政に影響を及ぼします。

多摩市でも、市税の納付額が減少し財政に大きな影響が生じています。令和4年度に多摩市に入ってきたふるさと納税額は約990万円(概算)ですが、一方で約5億5000万円(概算)が他自治体へ流出しています。返礼品数を16個から25個に増やすなどの、多摩市へのふるさと納税を増やすための取り組みを行っていますが、それ以上に流出額の増加が大きくなっています。近年は毎年約1億円ずつ増加を続けていて、このまま流出額が増えていけば多摩市の財政運営に更なる影響が生じ、住民サービスの低下を招く恐れがあります。

令和5年度流出額約5.5億円とは…

- ・エコプラザ多摩(資源化センター)の1年間の運営費と同程度
- ・学校給食費の1年間の市民負担額と同程度
- ・市道路や橋りょうの1年間の維持管理費よりも多い

ふるさと納税における市税の流出額の推移



ふるさと納税の問題点

地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、減収額の75%が地方交付税により国から補てんされるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。

一方で、多摩市のような地方交付税の不交付団体(地方自治体の独自税収だけで運営できる団体)は、減収額への補てんがないため、減収額がそのままマイナスとなってしまいます。

☎財政課(338)6814

「関東大震災」から100年経ちました

9月1日は「防災の日」です。この日を含む8月30日～9月5日を「防災週間」としています。今年も、これらの制定のきっかけとなった1923年9月1日に発生した関東大震災から、100年の節目の年に当たります。

この間にさまざまな震災が発生し、木造住宅密集地域における火災や巨大津波などにより、各地で甚大な人的・物的被害が発生しました。これらの被害を軽減するには「公助」以外

に、一人一人の「自助」、住民同士の「共助」の精神が重要です。

東京消防庁は、リモート防災学習と実動型の防火防災訓練を組み合わせ「ハイブリッド型防災訓練」を推進しています。

防災訓練について関心がある方は、お問い合わせください。

☎多摩消防署予防課防火査察係(375)0119

防災行政無線を用いた全国一斉のJアラートの情報伝達訓練を行います

☎8月23日(水)午前11時ごろ方法市内の防災行政無線から一斉に放送放送内容[チャイム]+「これは」Jアラートのテストです×3回+「こちらは、防災多摩です」+「チャイム」確認方法①自動音声応答電話(アンサーバック)☎050(5433)9162②放送内容確認

専用サイト☎<http://tama-city.site.ktaiwork.jp/>参照(夕焼けチャイムなどを除く。放送内容確認専用サイトは過去の内容も掲載しているため、要日時確認)☎1012671☎防災安全課(338)6802



ハチの巣を見つけたら

ハチの活動は9月～10月ごろに最も盛んになるといわれています。巣を見つけた時は、市販のハチ駆除剤を使用して自分で駆除するか、専門業者に依頼してください。

ハチは生態系を守る昆虫です。スズメバチなどの危険なハチ以外は、日常生活に支障がある場合のみ駆除しましょう。

●ハチの駆除業者を紹介します

市は、個人宅のハチの巣の駆除や

費用の補助は行っていません。ハチに関する相談や業者の紹介は、次の協会へお問い合わせください。

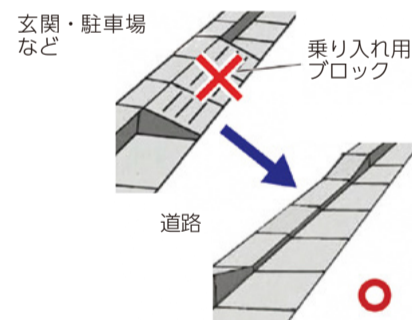
☎備考費用は自己負担。見積もりをとるなど、支払時にトラブルがないよう要注意。公共の場所にハチの巣を見つけた場合は、各施設の管理部署へ☎1002375☎市役所環境政策課(338)6831、(公社)東京都ペストコントロール協会☎03(3254)0014

道路を安全・安心に使うために～皆さんへのお願い～

●段差解消ブロックなどの設置禁止

道路上に物を放置すると、事故やけがの原因になります。所有者が責任を負うこともありますので、道路に放置している物は撤去してください。また、道路の段差を解消したい場合は、自費で切り下げ工事(道路交通課に要申請)をしてください。

☎1005074



●道路冠水や住宅への浸水防止に、雨水ますの清掃を！

自宅近くの雨水ますが落葉などで詰まっていたら清掃をお願いします。



●道路にはみ出した庭木の剪定を！

歩行者・自動車などの通行の妨げとなります。道路を皆さんが安全に通行できるよう、定期的に剪定して



ください。

☎1001728

●屋外広告物について

屋外への広告などの掲出は、市や都の許可を受けた上で基準を守り設置してください。設置基準などは、東京都作成の「屋外広告物のしおり」に記載されています。詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

☎1005073

●道路の損傷や不具合などを教えてください

スマートフォンアプリから手軽に投稿できます。市は、投稿された情報を基に現地を確認します。

☎利用方法ご自身のスマートフォンにアプリをダウンロードし、アプリのマイページから新規登録(ログイン)。地図上に位置を設定し、道路状況の写真と簡単なコメントを添えて投稿☎1005059



☎iOSの方はこちら



☎Androidの方はこちら

●道路のアダプト活動にご参加ください

アダプトとは、ボランティアの市民や市民団体のグループ・大学・企業などに、道路の緑化や清掃美化活動をしていただく制度です。きれいで住みよいまちづくりのために、参加してみませんか。

☎1002542☎道路交通課(338)6860